

令和5年度事業計画

自 令和5年4月 1日

至 令和6年3月31日

はじめに

本年度は、昨年の公益社団化10周年の節目の年に続き、別途積み増した準備金を使用し、事業委員会・部会を中心に従前ではお呼びすることが難しかった著名な講師の方々による各種講演会・セミナーを適宜開催、改めてコロナ禍により出来なかった会員のみなさまに寄り添った事業活動および会員サービスを、重点的に実施して参りたいと存じますので宜しくお願ひいたします。

法人会の理念

「法人会は、税のオピニオンリーダーとして、企業の発展を支援し、地域の振興に寄与し国と社会の繁栄に貢献する経営者の団体である」

行動規範

(税のオピニオンリーダーとしての責務)

- ① 法人会は、税に対する第一人者として、租税の理解に努めます。
- ② 法人会は、企業とりわけ中小企業の立場から望ましい税制・財政のあり方について調査研究を行い、提言します。
- ③ 法人会は、税に関する研修会等を通じ、納税意識の高揚と税知識の普及啓蒙を図ります。

(企業の発展を支援するものとしての責務)

- ④ 法人会は、研修活動・情報提供を通じて、企業の健全な発展を支援します。
- ⑤ 法人会は、会員相互の交流・情報交換を促進して、企業価値の向上を支援します。
- ⑥ 法人会は、税制提言等の活動を通じて、企業の事業継続を支援します。

(地域の振興に寄与するものとしての責務)

- ⑦ 法人会は、社会貢献活動を通じて、地域の振興に寄与します。
- ⑧ 法人会は、地域の未来を担う人材の育成を支援します。
- ⑨ 法人会は、税制提言等の活動を通じて、地域の人々が安心して暮らせる社会づくりに貢献します。

(法人会会員としての責務)

- ⑩ 法人会会員は、税や経営の研修、地域企業との交流を通じて自己研鑽を図り、企業価値の向上に努めます。

- ⑪ 法人会会員は、企業経営者としての責務を自覚し、納税面や雇用面で国や地域に貢献できるよう努めます。
- ⑫ 法人会会員は、地域社会の一員としての自覚を持ち、社会貢献活動等法人会の活動に積極的に参画します。

(法人会役員としての責務)

- ⑬ 法人会役員は、公益活動を担う団体の役員としての誇りと自覚を持ち、会員から信頼されるよう行動します。
- ⑭ 法人会役員は、自らの職務を充分理解し、地域や会員企業に貢献できるよう事業運営に努めます。
- ⑮ 法人会役員は、法人会や地域の活性・発展のために先導的役割を果たすとともに、次代を担う人材の育成・登用に努めます。

(法人会事務局職員としての責務)

- ⑯ 法人会事務局職員は、公益活動を担う団体の事務局としての責務を認識し、誇りと自覚を持って良識ある行動をとることに努めます。
- ⑰ 法人会事務局職員は、役員を支える意識を常に持ち、役員から信頼される人材となるよう絶えず自己研鑽に努めます。
- ⑱ 法人会事務局職員は、会員の声に充分耳を傾け、会員から信頼される事務局の運営に努めます。

以上、定められた理念・行動規範に基づき、当会は、公益目的事業をはじめとする諸事業について、下記の5項目の基本方針に沿って、個別具体的な事業計画を策定しました。

基本方針

1. 税務行政への協力

税務当局との連絡協調を保ち、あらゆる機会を通じて納税者と税務当局の間の相互理解の醸成に努め、また、広く税務知識の普及を通じて納税道義の高揚を図り、公正な税制と円滑な税務行政に寄与します。

2. 租税負担の合理化

中小企業の税制負担の軽減と合理・簡素化及び適正公正な税制確立のため、会員の要望意見を徴すとともに、よく税制の研究に努め、税制改正要望事項の達成を期します。

3. 経営・経理及び申告記帳知識等の普及

企業経営の健全化並びにその発展向上に資するため、各施設を活用し経営、経理、人事労務及び税制に関する講習会、研修会の事業活動を積極的に行うとともに、誠実な記帳と適正な申告の普及と指導に努めます。

4. 公益と社会貢献

公益法人制度改革の要請する要件を充たし、民間が担う公共の目的を果たすべく、社会貢献活動を通じて、地域の振興に寄与し、そして地域の未来を担う人材の育成に、積極的に取り組むことで公益法人として社会的使命を果たすことに努めます。

5. 会務運営の円滑化

福利厚生等に資する諸事業の推進により会員本人・家族を守るとともに会員企業の経営安定化、また各組織における親睦研修事業等の魅力ある事業の展開を通じて、会員相互の理解を深めていただき、以って会務運営の円滑化を図ります。

I 税を巡る諸環境の整備改善等を図るための事業(公益目的事業 1)

1. 税知識の普及を目的とする事業

(1)新設法人説明会

目的 新たに法人として設立された法人に対し、必要な諸届などの手続をはじめ、事業の開始に際して法人税法上の留意点等について理解を促すことを目的として実施します。

対象 朝霞税務署管内に新たに設立された全法人を対象、年6回開催。

(2)決算期別説明会

目的 決算期を迎えた全法人に対し、税法改正事項等決算手続きを行うに当たり留意点等説明し、適切な法人税等の申告が行われることを目的として実施します。なお、消費税インボイス制度についても説明を実施します。

対象 朝霞税務署管内の決算期を迎えた全法人を対象、年6回開催。

(3)朝霞法人会指定税務講習会

目的 管内の全法人を対象に、様々な税、税に関連するテーマを取り上げ、税に関する理解を深めるとともに、正しい税知識を身につけます。講師は朝霞税務署幹部・各部門担当官に依頼します。対象 会員・非会員、年1回開催。

(4) 青年部会税務研修会

目的 法人税にとらわれることなく、さまざまな税を研修のテーマに取り上げ、税に関する知識を学びます。講師は、関東信越税理士会朝霞支部の青年部の税理士等専門家に依頼します。

対象 青年部会員・非会員を対象、年2回開催。

(5) 女性部会税務研修会

目的 法人税にとらわれることなく、さまざまな税を研修のテーマに取り上げ、税に関する知識を学びます。講師は、税理士である専門家に依頼します。

対象 女性部会員・非会員を対象、年2回開催。

2. 納税意識の高揚を目的とする事業

(1) 納税表彰式

目的 朝霞税務署と管内納税協力団体協議会が毎回行う納税表彰式は、各納税協力団体の活動を積極的に行い納税意識の高揚ならびに税知識の普及推進に対し、永年の功労があった者に朝霞税務署長により表彰状、感謝状が贈られ、一層の納税協力活動の推進者を育成するとともに、広く社会に納税の重要性を広報します。

対象 本会役員含む納税協力団体関係者・租税教育関係者、年1回開催。

(2) 税に関する作文の表彰

目的 朝霞税務署と納税協力団体協議会との共催により管内の全中学と高校の生徒を対象に税に関する作文を募集、優れた作品を選び表彰をし、将来を担う若者に、税についての更なる理解と意識啓発の提供を行っています。

対象 管内の中学生と高校生、年1回開催。

(3) 青年部会租税教育活動

目的 朝霞税務署管内の小学6年生を対象として「税」に関する租税教育を実施します。国税当局作成の租税教育用グッズを教材として使用とともに、講師は、青年部会員が共同で担当して、身近な事例を解説し、税について大切さを感じてもらうことを目的として実施します。

対象 朝霞税務署管内の小学6年生 年15回開催。

(4) 税に関する絵はがきコンクール

目的 親会・青年部会の協力を仰ぎ女性部会が朝霞税務署管内の小学6年生を対象として、「税の大切さ」、「税の果たす役割」について学び、その知識や感想を絵はがきにすることで、税に対する理解をより深めてもらうことを目的に実施、優れた作品を選び表彰を行います。

対象 朝霞税務署管内の小学6年生、年1回開催。

(5) 女性部会租税教室(親子でタックスツアー)

目的 朝霞・浦和・大宮・上尾の県南の4法人会の女性部会が合同で各管内の小学生を対象に、租税教育用ビデオを教材として使用するとともに、税務署担当官が講師となり、身近な事例を解説し、税について大切さを感じてもらうことを目的として実施します。

対象 各税務署管内の小学生を対象に、年1回開催。

(6) 広報紙・看板・ホームページによる税をはじめとする各種情報の発信

目的 ホームページ上に、各種研修会・講習会・地域イベントの開催案内を掲載するとともに国税局ホームページへのリンクを行い、お知らせ欄を利用し適宜必要な税に関する情報、e-Tax情報等含め提供しています。あわせて、広報紙「法人NAVI」は税に関するコーナーを設けて税務署だよりとして掲載しています。

対象 会員・非会員、年4回発行。

(7) 税を考える週間行事

目的 每年11月の税を考える週間の一日を使い、朝霞税務署と管内納税協力団体協議会との共催により、駅前にて当会絵はがきコンクールティッシュ・法人会PR用チラシを含めて、各団体の税の啓発活動グッズを配布します。

対象 一般市民、年1回実施。

3. 税制及び税務に関する調査研究並びに提言に関する事業

(1) 税制改正の提言

目的 公益財団法人 全国法人会総連合においては、毎年、全国の中小企業の租税負担の軽減と合理・簡素化及び適正公平な課税・税制・税務に関する提言を行うため、会員から税制に関する意見要望を取りまとめて、法人会全国大会で発表後、関係機関等に対し要望活動を行っています。当会は、一般社団法人 埼玉県法人会連合会の税制委員長として会長が委嘱を受け、埼玉県下の会員からの税制意見を取りまとめて公益財団法人 全国法人連合会総連合に上申しています。対象 役員・税制委員・会員・非会員

(2) 税制改正要望書の関係機関への提出

目的 公益財団法人全国法人会総連合では、決議された要望事項を有効なものとするための国レベル、県レベル、単位会レベルで関係機関等に対し要望活動を行っています。当会においても地元選出の国会議員、地元各市長に直接持参し要望活動を行っています。

対象 選出国会議員、朝霞市長、志木市長、和光市長、新座市長

(3) 全国青年の集い

目的 全国の青年経営者が集い、税制・財政及び地域社会の健全な発展等、法人会の目的を達成するための情報交換、意見交換並びに議論を行い、今後の活動をより充実したものにする目的で開催します。また全法連の指導による、財政健全化のための健康経営プロジェクトの活動推進に積極的に参加します。当会からも青年部会長、役員が参加。

対象 青年部会長、役員

(4) 全国女性フォーラム

目的 全国の女性経営者が集い、税制・財政及び地域社会の健全な発展等、法人会の目的を達成するための情報交換、意見交換並びに議論を行い、今後の活動をより充実したものにする目的で開催します。当会からも女性部会長、役員が参加。対象 女性部会長、役員

II 地域の経済社会環境の整備改善等を図るための事業(公益目的事業 2)

1. 地域企業の健全な発展に資する事業

(1) 初級簿記講座

目的 初級簿記講座は新たに経理担当者になった者を対象に、仕訳等基礎的な記帳方を習得することを目的に開催します。(状況によりWeb講座) 講師は税理士に依頼。

対象 会員・非会員、年5回開催。

(2) 職場のマナー研修会

目的 主に新入社員を対象に、社会人として必要な職場のルールや職業人としての自覚を習得させる目的で開催します。講師はマナーコンサルタント会社の専門家に依頼します。(状況によりWebセミナー) 対象 会員・非会員、年1回開催。

(3)青年部会経営研修会

目的 税務・会計・経営等、青年経営者を対象に必要なテーマを選定し、地域企業の健全な発展を目的に実施。講師は選定したテーマについての専門家・実践者に依頼します。

(状況によりWeb研修) 対象 青年部会員・非会員、年1回開催。

(4)法人会特別講演会

目的 政治経済、社会情勢全般等、法人・経営者にとって関心の高いテーマを選定し、地域企業の健全な発展を目的に、年により単独事業として開催または総会等他の事業と合わせて実施します。講師は選定したテーマについての専門家に依頼。

(状況によりWeb講演会) 対象 会員・非会員、テーマ毎に年2～3回開催。

(5)ビジネス交流会

目的 管内の全法人、地元金融機関、提携生損保、各士業が一同に会する異業種の交流の場を提供、参加者各位が進んで交流を行うことで地域企業・社会の健全な発展を目的に開催します。

対象 会員・非会員、年1回開催。

(6)女性部会特別講演会

目的 女性経営者を対象に、女性にとって関心の高いテーマを選定し、企業の健全な発展を目的に開催します。講師は選定したテーマについての専門家に依頼します。

(状況によりWeb講演会) 対象 女性部会員・非会員、年1回開催。

2. 地域社会の健全な発展に貢献する事業

(1)「新座市民まつり」への参加

目的 新座支部では、10月に開催の「新座市民まつり 産業フェスティバル(仮)」において、関係友誼団体との連携のもと、会員企業として地域とのつながりの強化を目的とし、「新座市民まつり」に参加を致します。併せて、租税教育醸成のため、税の啓発用ポスターの掲示及び税に関する小冊子の無料配布など様々な情報発信を通じて法人会のPRに努めて参ります。

対象 会員・非会員、年1回開催

(2)「日本赤十字社の献血協力」の実施

目的 毎年9月、和光支部では長年にわたり日本赤十字社への献血協力活動を実施、多くの協力者による献血を行っています。あわせて本会製作のゴミ袋、税の啓発用小冊子を無料配布、また生玉子も無料で配布します。

対象 会員・非会員、年1回開催。

(3)「黒目川花まつり」と「朝霞市民まつり」への参加

目的 朝霞支部では、居住者の交流による、地域の発展・活性化を目的に地域社会貢献活動に取り組んでいるNPO法人や各種団体などの活動に参加協力しています。黒目川花まつりは4月頃、また朝霞市民まつりは夏に行う予定です。支部では各々ブース及びステージを設けて参加、本会のゴミ袋、税の啓発用小冊子を無料配布します。対象 会員・非会員、各々年1回開催。

(4)「川と街をきれいにする運動」と「コミュニティ協議会実施事業」への参加

目的 志木支部では、居住者の交流による、地域の発展・活性化を目的として地域社会貢献活動に取り組んでいる志木市川と街をきれいにする運動推進協議会に参加協力しています。毎年春と秋の年2回、市内を流れる川の清掃に参加協力しています。また税の啓発用小冊子、子供むけの文具グッズを無料配布します。年2回開催。

また志木市コミュニティ協議会にぎわい創出委員会のメンバーとして、さくらフェスタ事業等、いろいろは親水公園右岸除草作業と植栽活動にも年間を通じて、参加協力する予定です。

対象 会員・非会員、年 複数回 開催。

(5)「さいたま緑のトラスト運動」への参加

目的 埼玉の優れた自然や貴重な歴史的環境を、県民共有の財産として末長く保存するという主旨に賛同、本会では様々な事業において緑のトラスト基金への募金を呼びかけ、寄付を行っています。

対象 会員・非会員

(6)「エコキャップ・使用済み切手」の回収

目的 ペットボトルのキャップを分別回収することで、リサイクルの促進、CO2の削減、売却益で発展途上国の医療支援、障害者・高齢者の雇用促進の4つの目的で女性部会が立ち上げを行っており実施しています。また使用済み切手の回収も実施する予定です。

対象 会員・非会員

III 会員のための福利厚生事業(収益事業 1)

1. 会員のための福利厚生等に資する事業

法人会はウィズコロナでの伸展が図れるよう協力3社と推進協力に努め、「1社でも多くの会員企業を守りたい」という福利厚生制度創設時の理念のもと、将来の礎となる新たなキャンペーンを実施し、広く会員企業への普及促進を図り事務手数料増加を目指して取り組んでまいります。

また、がん保険制度が40周年を迎えることからアフラックが行うキャンペーンを支援するほか、協力3社間の協業や商品の相互販売を進め推進の拡大を図るとともに各社独自の施策に協力してまいります。

ウィズコロナの企業市場では「従業員保障」のニーズが増加し、従業員の健康増進に取り組むことで生産性向上等の組織活性化につなげる「健康経営」に対する関心も高まっています。こうしたニーズに確実に応えるとともに、健康経営のスタートのきっかけをつくり、中小企業の課題解決につなげる商品「会社みんなでKENKO+」(大同生命)、国内賠償、海外賠償、生産物品質補償を一度の手続きで契約できる保険商品として「ALL STARs」(AIG損保)、公的介護保険制度の要介護状態により受け取れる要介護一時金、介護年金を受け取れる、「アフラックのしっかり頼れる介護保険」(アフラック)等も推進いたします。

なお、従来から取扱いをしております協力3社の保険商品は以下(1)～(3)に記載しております。

(1) 経営者大型保障制度の普及推進

目的 経営者や従業員が在職中に病気や事故により、死亡や入院などの事態に遭った場合に、企業を守り、事業が滞りなく継続できるよう、生命保険と損害保険がセットになった法人会の制度。地域企業の福利厚生制度の充実と経営安定化のため普及推進に努めています。あわせて、法人会会員から、未加入の企業経営者を紹介いただき、同制度に加入いただいた場合に、その収益の一部を社会貢献に役立てる取り組みである、「ビッグハート・ネットワーク」を継続実施しています。

対象 会員ならびにその従業員

(2) ビジネスガード重点推進商品の普及推進

目的 政府労災保険の上乗せ保障制度の「ハイパーメディカル」、万一災害にあった場合の「プロパティーガード(企業財産保険)」、「企業地震保険」、「法人会の自動車保険」、そして経営者の保険「マネジメントリスクプロテクション保険」をはじめ地域企業の万が一に備え、経営の安定化のためのビジネスガードシリーズ商品の普及推進に努めています。

また、自然災害リスクアンケートに回答いただいた会員企業に自然災害リスクを表示したレポートをお届けし、リスクヘッジに必要なご提案をご案内しております。

対象 会員ならびにその従業員

(3) がん保険制度の普及推進

目的 法人会に加入する企業で働く個人のための福利厚生制度。「がん保険」、「医療保険」、「就労所得補償保険」、「収入保障保険」、「終身死亡保険」があり、優位性がある保障性商品を中心に推進活動を強化します。

引受保険会社であるアフラック生命保険株式会社では、長生きの時代、ライフステージの変化にあわせて柔軟に既契約者への対応と役員企業様への訪問案内による商品案内・転入促進により普及推進に努めています。

対象 会員ならびにその従業員

(4) 中小企業向け貸倒保証制度(取引信用保険)の普及推進

目的 法人会に加入する企業向けの貸倒保証制度(取引信用保険)である。会員企業の取引先(債務者)の法的整理事由の発生等により売上債権が回収できない場合に、会員企業が被る被害の一定部分を保険金でカバーするものであり、普及推進に努めています。引受保険会社は三井住友海上火災保険株式会社。 対象 会員

(5) 生活習慣病健診の普及推進

目的 経営者や従業員の健康管理を図るための福利厚生制度の充実として、普及推進に努めています。健診実施は、(財)全日本労働福祉協会に委託し、これに係る収益を福利厚生事業収益として計上します。新年度からは、ご好評に答えて、回数は6回になります。

対象 会員ならびにその従業員、年6回実施。

(6) 朝霞優法会の事務受託

目的 法人会会員の中で過去において優良申告法人として税務当局から表敬を受けた会員で組織する任意団体の「朝霞優法会」の会計事務等を法人会事務局が行っており、これに係る収益を受託事業収益として計上します。

※(1)～(3)の普及推進による事務手数料収入は、全法連から公益目的事業助成金として法人会に配布されます。(4)については、埼玉県連より計上されます。

IV 会員支援のための親睦・交流等に資する事業(その他の事業 1)

1. 会員支援のための親睦・交流等に資する事業

(1)新年賀詞交歓会

目的 新年を迎えるに当たり、地域の経営者が集い、情報交換、名刺交換並びに旧交を温めることを目的として開催します。

対象 会員、朝霞・志木・和光・新座支部毎に開催。

(2)総会懇親会

目的 総会懇親会を通じて4支部のそれぞれの情報交換を行うとともに会員の各々交流を図ることを目的に開催します。

対象 会員、年1回開催。

(3)各組織での役員会

目的 本会の運営に関わる総会、理事会、幹部会、5者懇談会、福利厚生連絡協議会等とは別に、各支部役員、部会員が交流を図ることを目的に開催します。

(公益事業に関する役員会以外のテーマでの役員会含む)

対象 各支部役員、部会員

(4)各組織での親睦研修等事業

目的 本会の運営に携わっている各支部・部会員を中心として交流を図ることを目的に開催します。親睦研修では日帰り・乃至1泊2日を支部、部会で開催、またゴルフ等のスポーツを通じては非会員を含めて交流を図っています。

対象 各支部会員、部会員、非会員

(5)表彰事業

目的 本会運営に貢献された社団理事が退任、また各種表彰を受けられた場合、また会員増強運動の功労者等への表彰・福利厚生事業推進者への表彰等に対して理事会、並びに総会の終了後に実施します。

対象 社団理事、会員、地元金融機関、提携生損保、職員等